

第 2 次長野県消費生活基本計画の取組状況及び検証

くらし安全・消費生活課

1 重点目標の達成に向けた具体的施策の取組状況

- (1) 重点目標 1 『「自治の力」を高めるため、消費者大学や出前講座等の「学び」の場を提供し、年間受講者 2 万人を目指します』

項 目	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	備 考
消費者大学や出前講座等への年間参加者(人)	目標	年間 2 万人				
	実績	22,564	18,403	7,794	10,006	
目標達成状況	未達					
検 証	H30 年度は目標に達したが、R1 年度 2 月以降、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、集合形式による現地開催が困難となった。消費者大学等は Web 形式による実施により参加者の確保を図ったが、参加者の大部分を占める出前講座等の実施が困難であり、目標には達していない。					

【具体的な施策】

①消費者大学事業による啓発

一般県民、消費者教育の中核的人材及び国家資格取得希望者を対象とした、各段階に応じた学びの場を提供するため、消費者大学事業を実施し、消費者問題や長野県版エンシカル消費等について啓発を推進します。

②地域における消費者教育の環境整備

地域における消費者教育の推進のため、担い手である人材の育成や市町村への取組強化の要請を行います。また、インターネットを活用し、講座内容等のデータを提供します。

③消費者教育の拠点整備

消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化します。
また、市町村と連携し、消費者教育を生涯学習の一環として推進するため、公民館の場の活用を検討します。

④消費者大学事業による人材育成

一般県民や消費生活サポーターを対象に、消費者大学事業を実施し、地域・職域において消費者教育・啓発講座の講師ができる中核的人材の育成や、消費生活相談員等の国家資格取得を支援します。

《取組状況》

	取組指標	単位	取組状況				備 考
			2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	
①④	消費者大学開催数(講座数)	講座数	24	24	8	12	
②	消費者教育中核的人材育成研修	講座数	12	12	8	12	

③	公民館（公会堂） を活用した講座 開催数	回	12	29	-	2	
---	----------------------------	---	----	----	---	---	--

(2) 重点目標 2 『持続可能な社会づくりや地域の活性化を推進するため、「長野県版エシカル消費」の認知度 100%を目指します』

項目	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	備考
長野県版エシカル消費 の認知度 (%)	目標	100%				
	実績	16.0	34.8	調査なし	調査なし	R3 環境フェア縮 小開催により 調査なし
目標達成状況	未達					
検証	<p>計画策定時（H29.5）のエシカル消費の認知度は 22.6%であり、長野県版エシカル消費の認知度は実績把握のための調査を中止しているが、「環境とくらし 2021」（環境保全協会・世論調査協会）では長野県版エシカル消費の認知度は 3.8%、若者に対して行ったアンケート調査（資料5）でのエシカル消費の認知度は 27%に留まっている。</p> <p>一方で、同じアンケート調査でのエシカル消費の取組の実施状況を見ると、「値段の安さではなく長く使えるか本当に必要かを重要視」（57.9%）、「地元産品を選んだり地元商店で買い物をする」（38.6%）となっており、身近な取組が行われている。</p>					

【具体的な施策】

①長野県立大学、事業者団体・生協等との連携

長野県立大学学生と連携して長野県版エシカル消費に取り組む事業者マップを作成・更新します。また、事業者団体や生協等と連携して、長野県版エシカル消費の啓発を進めるとともに、その供給体制の整備について要請します。

②障がい者就労施設等からの物品調達

障がい者の就労機会の確保と経済的自立を促進するため、障がい者就労施設等からの積極的な物品等の調達を推進します。

③信州 ACE プロジェクトの推進

外食や中食においても「健康な食事」を選択できる環境づくりのため、飲食店や食品関連事業者と連携し、「野菜たっぷり・塩分控えめ」の健康づくり応援メニューの提供を推進します。

④食育の取組

県民の心身の健康増進と「食」に対する感謝の念を深めるなど、豊かな人間形成に必要な「人づくり」とともに、その背景にある生産者と「食」を取り巻く環境、さらには郷土食・伝統食等の地域の食文化を含めた「食」の重要性が、県民に理解されるよう地域や関係者と連携して取組を進めます。

⑤環境に配慮した消費生活の推進

毎年 10 月を「環境にやさしい買い物月間」と位置付け、環境負荷の低減に資する消費・サービスの普及を図り、環境に配慮した消費生活の実践を促すための啓発活動を行います。

⑥家庭の省エネの推進

脱炭素社会の構築に向けて、エネルギー需要を県民の手でマネジメントするため、家庭のエネルギー消費の効率化や抑制策について、事業者及び関係団体と連携して県民への啓発に取り組みます。

⑦レジ袋削減への取組

環境に優しいライフスタイルへの転換を啓発するため、マイバッグ等持参について事業者及び関係団体と連携し県民への啓発を行います。

⑧食品ロス削減への取組

「残さず食べよう！30・10運動」の全県への普及、「信州食育発信3つの星レストラン」と連携した「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の増加により、更なるごみの減量を図る取組を行います。

⑨しあわせバイ信州運動の推進

県民が県内で生産されたモノ・サービスを県内で消費する意義を理解し、県産品を消費する割合を増やす機運の醸成を図ります。

⑩地消地産の推進

「県産農産物」や「郷土食としての料理・加工食品」を「おいしい信州ふード」として、農業者や事業者が主体的にその魅力の発信を行うとともに、ホテル・旅館、レストラン、食品業者等の活用する食材を県産食材への置換えを進め、「食の”地消地産”」の促進を図ります。

⑪信州の木ブランド強化

県産材製品を責任をもって提供できる仕組みを構築するため、品質確保と消費者に分かりやすい情報提供などの需要に即応する品質の確かな製品流通の体制の整備に取り組みます。

⑫薪の利用促進

身近な里山資源である「薪」を継続的に利用していく仕組みを構築し、薪の利活用を通じた里山の持続的かつ自立的な維持管理を促進します。

⑬長野県版エシカル消費に係る啓発

職域における消費者教育の推進のため、経済団体等への要請のほか、出前講座及び消費生活に関する講座等の開催について広報するとともに、事業者、従事者の参加を促進します。

《取組状況》

	取組指標	単位	取組状況				備考
			2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	
①	事業者マップを作成・更新	-	実施	実施	-	-	
①	店頭掲示用エシカル消費普及啓発POPを配布	枚	-	-	560	10,170	
②	障がい者就労施設等からの物品調達額(県機関)	円	35,670,873	46,055,007	52,832,682	(集計中)	
②	障がい者就労施設等からの物品調達額(市町村等含む)	円	191,729,525	234,338,183	231,144,333	(集計中)	
③	食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店の増加	店舗数	896	928	849	716	

④	食育ボランティア数	人数	20,729	-	-	18,437	
④	市町村栄養士等研修会	圏域	10 圏域	10 圏域	10 圏域	10 圏域	
④	学校給食での県産農産物利用率	%	46.8	45.8	※49.6	47.0	
⑤	啓発のためのポスター及びチラシの配布	-	実施	-	-	-	
⑤	消費者団体等と協同した環境学習講座の実施	-	実施	-	-	-	
⑥	省エネサポート事業者が行った消費者への省エネアドバイス（簡易診断含む）	件	35,534	64,460	80,796	(集計中)	
⑦	マイバッグ等持参率	%	66.5	69	89.9	89.1	
⑧	「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数	登録店舗数	96(788)	81(868)	45(913)	41(886)	()は延べ数
⑨	県内の飲食料品（一次産品を除く）を意識して購入する人の割合	%	-	80.4	-	-	
⑩	「おいしい信州ふード」運動協賛企業・団体数	団体	31	32	32	33	
⑩	「おいしい信州ふード」運動 SHOP 登録数	店舗	1,343	1,470	1,530	1,561	
⑩	売上高1億円以上の農産物直売所数及び売上総額	施設 億円	59 162	59 163	58 170	(集計中)	
⑪	信州木材認証製品出荷量	m ³	7,177	7,080	6,442	(集計中)	
⑫	薪によるエネルギーの地消地産推進事業の支援数	地域	3	1	3	1	
⑬	飲食店や食品関連事業者等と連携し、健康づくり応援メニューを推進	-	実施	実施	実施	実施	
⑬	中小規模事業者省エネ診断	件	20	17	13	19	
⑬	長野県 SDGs 推進企業登録制度への新規登録企業数	者	-	232	421	572	
⑬	事業活動温暖化対策計画書制度に伴う現地確認	件	40	40	17	23	

(3) 重点目標3 『特殊詐欺被害認知件数90件以下を目指します』

項目	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	備考
特殊詐欺被害認知件数 (件)	目標	年間90件				
	実績	154	125	125	155	暦年で集計
目標達成状況	未達					
検証	<p>計画策定時（H29年）の219件からは減少してきたが、R3年は増加。詐欺手口の変化などにより継続的に発生している。</p> <p>なお、特殊詐欺被害額は、4億815万6,727円（H30年）から2億6,894万1,618円（R3年）に減少している。</p>					

【具体的な施策】

①消費者被害防止対策推進会議の開催

関係機関・団体と連携・協働し、特殊詐欺や悪質商法の消費者被害の未然防止を図るため、啓発活動の推進等について協議を行います。

②働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクトの実施

講座参加者に対し特殊詐欺の現状や手口の説明後、参加者の携帯電話を利用して自分の親等に電話をかける訓練型の講座を実施するほか、特殊詐欺被害防止活動に協力いただける企業・団体を「特殊詐欺撲滅協力隊」として認証します。

③関係機関・団体と連携した啓発

特殊詐欺の手口の変化に応じて迅速に対応するため、その態様に関連した金融機関やコンビニエンスストア等と連携して啓発を行います。

④若年者等に対する特殊詐欺に関する啓発の実施

若年者や教員、保護者等を対象とした、特殊詐欺に関する研修会に専門講師を派遣し、若年者の特殊詐欺被害防止及び加担防止を図ります。

《取組状況》

	取組指標	単位	取組状況				備考
			2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	
①	長野県消費者被害防止対策推進会議の開催回数	回	1	-	-	1	R1、2はコロナで中止
②	訓練型特殊詐欺対応講座	回	6	3	-	2	
②	特殊詐欺被害防止企業・団体認証制度	件	1,204	1,390	1,462	1,471	(累計)
③	金融機関・コンビニ等と連携した啓発	回	8	6	2	1	
④	チラシ・リーフレットの配布	枚	82,000	-	76,590	81,560	

④	若年者特殊詐欺加担防止事業における講師派遣	回	2	3	2	-	
---	-----------------------	---	---	---	---	---	--

(4) 重点目標4『高齢者等を消費者被害から守るため、全ての市町村に、高齢者等見守りネットワークを構築します』

項目	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	備考
高齢者等見守りネットワークの構築(市町村)	目標	77市町村				
	実績	64	67	71	77	
目標達成状況	達成					
検証	計画策定時(H29年度)の48市町村から、県が市町村に対して働きかけを行ってきたことも踏まえ、R3年度に目標達成。					

【具体的な施策】

①注意喚起情報の発信及び警察との連携強化

消費生活センターへの苦情相談等から、詐欺的な勧誘の情報を直ちに県民に提供、注意喚起を行うとともに、被害防止に向けた対策を警察との連携を強化して取り組みます。

②高齢者に対する消費者被害情報の発信

関係する機関と連携して、高齢者を狙った悪質商法の被害防止のため、消費者被害防止対策推進会議を開催し、啓発資料の配布や各種媒体を活用した情報発信を行います。

③高齢者等見守りネットワークを通じた啓発

自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び市町村社会福祉協議会等との協働により高齢者等見守りネットワーク構築を支援し、高齢者等の被害防止活動を進めます。

《取組状況》

	取組指標	単位	取組状況				備考
			2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	
①	県警との連携により検挙等に繋がった件数	件	-	1	-	-	
②	長野県消費者被害防止対策推進会議の開催回数	回	1	-	-	1	R1、2はコロナで中止
③	地域見守り活動協定締結事業者等数	事業者等	26	29	29	32	

(5) 重点目標5『身近な相談窓口を充実させるため、市町村消費生活センターの人口カバー率100%を目指します』

項目	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	備考
市町村消費生活センターの人口カバー率(%)	目標	100%				
	実績	84.4	84.4	84.4	84.4	
目標達成状況	未達					
検証	センター未設置町村に対して、H30年度に広域設置の検討会を開催するなど働きかけを実施してきており、R3年度までには設置は進まなかったが、R4.4には上伊那地域の6町村(辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村)がセンターを広域設置し、カバー率は89.1%に増加している。					

【具体的な施策】

①市町村消費生活センター設置促進

市町村における消費生活センターの設置を促進するため、広域連携により設置された消費生活センターの課題等について分析し、市町村への情報提供等により、単独設置が困難な町村の広域連携による設置を支援します。

②市町村相談窓口機能強化への支援

市町村相談窓口への啓発資料の提供のほか、消費生活相談員の配置や啓発事業などに支援します。

③相談員等の技術的支援

相談員等の相談技術向上のための研修会を開催します。

県に市町村消費者行政推進支援員を配置し、相談業務に対する助言等を行います。

④相談員の確保対策

相談員を確保するため、国家資格の取得支援講座の実施や人材バンクを運営します。

《取組状況》

	取組指標	単位	取組状況				備考
			2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	
①	消費者行政活性化事業補助金(センター設置促進メニュー)活用市町村数	箇所	24	25	23	22	
②	消費者行政活性化事業補助金(相談窓口機能強化メニュー)活用市町村数	箇所	31	30	30	28	
②	消費者教育中核的人材育成研修	講座数	12	12	8	12	

②	国民生活センターからの注意喚起情報の配信、パンフレットの提供	-	実施	実施	実施	実施	
③	市町村消費者行政推進支援員による助言等支援実施回数	件	856	1,005	984	800	
④	消費生活相談員資格取得支援通信講座の回数	回	1	1	1	1	
④	人材バンク登録者数	人	46	51	57	70	